令和2年度第5回理事会議事録

広島県国民健康保険団体連合会

- 1 開催日時 令和3年2月17日(水) 午前10時30分から午前11時40分まで
- 2 開催場所 広島県国民健康保険団体連合会 大会議室
- 3 出席者の職・氏名

理事長 入山 欣郎(大竹市長)

副理事長 吉田隆行(坂町長)

副理事長 髙 垣 廣 徳(東広島市長)

常務理事 佐々木 浩 二

理 事 木 下 栄 作(広島県健康福祉局長)

理 事 松井一實(広島市長)

理 事 新原芳明(呉市長)

理 事 枝廣直幹(福山市長)

理 事 木山耕三(庄原市長)

理 事 三村裕史(熊野町長)

理 事 高田幸典(大崎上島町長)

理 事 奥田正和(世羅町長)

※ 木下理事,松井理事,新原理事,枝廣理事,高田理事は,書面により議事に参加

4 議 題

(1) 議決事項

議案第12号 通常総会の招集日を定めることについて

議案第 13 号 通常総会に提出する議案について

【報告事項】

- 令和2年度広島県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計補正予算 (第3号)
- 令和2年度広島県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算(第3号)

【議決事項】

- 令和 2 年度広島県国民健康保険団体連合会一般会計補正予算(第 3 号)
- 令和2年度広島県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計補正予算 (第4号)
- 令和2年度広島県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算(第4号)
- 令和 2 年度広島県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計補正 予算(第 1 号)
- 令和 2 年度広島県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会 計補正予算(第 1 号)
- 令和 2 年度広島県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業 特別会計補正予算(第1号)
- 令和2年度財産の処分について
- 今和3年度広島県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 令和3年度広島県国民健康保険団体連合会一般会計予算
- 令和3年度広島県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計予算

- 令和3年度広島県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会 計予算
- 令和3年度広島県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計予算
- 令和 3 年度広島県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計予算
- 令和3年度広島県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業 特別会計予算
- 令和3年度財産の処分について
- 令和3年度負担金及び手数料について
- 議案第14号 広島県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則 について
- 議案第 15 号 広島県国民健康保険団体連合会職員服務規則等の一部を改正する規則 について
- 議案第 16 号 広島県国民健康保険団体連合会新型コロナウイルスワクチン接種費用 支払規則の制定について
- 議案第17号 広島県国民健康保険団体連合会国民健康保険事務共同処理事業規則の 一部を改正する規則について

議案第 18 号 広島県国民健康保険団体連合会事務局長の任命について

- (2) 報告事項
 - 令和2年度主要事業等の取組状況について
 - 新型コロナウイルス感染症による医療費等の状況について
 - 国保総合システム刷新に向けた検討状況について
 - 医療・福祉分野におけるマイナンバーカードの活用について

5 議事の要旨

(1) 議長氏名

入山 欣郎 (理事長)

(2) 各議案の審議状況

議案第12号:議案第12号について事務局から提案説明があり、採決した結果、全員 異議なく原案どおり可決された。

議案第13号:議案第13号について事務局から提案説明があり、採決した結果、全員 異議なく原案どおり可決された。

議案第14号:議案第14号について事務局から提案説明があり、採決した結果、全員 異議なく原案どおり可決された。

議案第15号:議案第15号について事務局から提案説明があり、採決した結果、全員 異議なく原案どおり可決された。

議案第16号: 議案第16号について事務局から提案説明があり、採決した結果、全員 異議なく原案どおり可決された。

議案第17号:議案第17号について事務局から提案説明があり、採決した結果、全員 異議なく原案どおり可決された。

議案第18号:議案第18号について事務局から提案説明があり、採決した結果、全員 異議なく原案どおり可決された。

(3) 報告事項として,「令和2年度主要事業等の取組状況」,「新型コロナウイルス感染症による医療費等の状況」,「国保総合システム刷新に向けた検討状況」及び「医療・福祉分野におけるマイナンバーカードの活用」について事務局から説明があった。